

東大阪市専宗寺所蔵

「岩付太田氏関係文書」について

(1) 岩付太田氏関係の文書とその他の資料

新井浩文

本稿で紹介する「岩付太田氏関係文書」は、大阪府東大阪市の専宗寺が所蔵する文書群の一部で、戦国時代の岩付太田氏に関する中世文書である。

現地における調査は、二〇〇二年一月三〇日から三一日の二日間にわたって筆者と当課石坂主任学芸員の二名で実施した。この調査を実施するにあたり、専宗寺御住職の天野正亮氏には大変お世話になつただけでなく、当日撮影させていただいた写真を当館において一般に閲覧公開すること、及び本稿への掲載を快諾して頂いた。厚く御礼申し上げる次第である。

なお、本文書群の所在を御教示頂いた浜田昭子氏には専宗寺御住職との連絡調整をはじめ、専宗寺の歴史に関する様々な情報提供、及び当日の調査では写真撮影等の補助までして頂いた。併せて深謝申し上げたい。

専宗寺文書は、[表]にみるように、No.14を除くNo.①～⑯までの文書が一括して二つの桐箱に分けて納められており（写真参照）、どの文書も巻子装等の表装は施されていない。内容は、永禄七年（一五六四）、長男氏資によって岩付城を追放され、以後は佐竹氏の客将として常陸國に招かれた太田資正（道誉）とその二男梶原政景（源太）に関する

寺院で、山号の天野山は天野山金剛寺（現大阪府河内長野市）末であつたことに由来すると伝える。かつては、真言宗であったが、住僧了願（俗名楠木正頼）が、本願寺覺如の直弟となり、その後の住僧了正も蓮如に帰依して文明八年（一四七六）に淨土真宗に改宗し、永正二年（一五〇五）には、実如上人より木仏・寺号を免許・許可された。享保頃（一七一六～三六）には宗判寺として余間の寺格を有し、本願寺の御番料寺院となつた。^① 近世には、河内国の広範囲に檀家を持つ、東大阪でも最も古い真宗寺院である。

専宗寺文書は、二つの文書群からなる。すなわち、寺院に付随するいわゆる聖教関係文書と、住職家に先祖伝來の古文書として伝存する今回紹介する岩付太田氏関係の文書である。御住職自身が、「太田道灌を先祖とすると父祖から言い伝えて来た」と言われるよう、後者の文書群は、後述するように住職家の歴史を物語る文書である。なお、以下、本稿で「専宗寺文書」と言う場合は、この「岩付太田氏関係文書」を指すものとする。この点を予め御了解頂きたい。

文書である。

No.①～⑦の文書はいずれもこれまで敵対関係にあつた上杉謙信と北条氏康・氏政父子間で締結された永禄一二年（一五六九）の「越相一和」に関する文書である。この同盟に関しては、いわゆる上杉謙信に従う北関東の有力武将（味方中）から反対が起つてることが知られており、太田資正とその子梶原政景がその重要人物として行動している。上杉謙信と太田父子とのやりとりに関する文書が中心である。

また、No.⑧～⑪は、天正年間に入り、織田信長や豊臣秀吉といった統一政権と急速に接近した太田父子と彼らとの間の動向に関する文書で、太田文書や潮田文書との関連性が指摘される。

さらに、No.⑫～⑯は、家臣とのやりとりに関する文書で興味深い内容が含まれている。なお、⑬の文書は太田源五郎となつてゐるが、内容から近世文書の可能性がある。いずれの文書についても詳細は次項で詳細に検討することにしたい。

No.⑭は、①～⑬および⑮・⑯とは別の場所に保管されていたものだが、参考までに調査したかな文字の覚書で、内容は道可（太田資頼）と道譽（太田資正）という二人の先祖の年齢を尋ねたもの。差出・宛所ともに不詳だが、岩付太田氏関係者による近世文書と推定される。No.⑮「御書」〔〕写は、太田道灌の八代後で、太田資正の曾孫にあたる太田左兵衛伊資（詳細は第三章参照）の子六郎とその子孫「淨貞」以下八名の僧が作成したもので、状末部分に太田家の由来と伝来品の内容を紹介しているほか、No.①～⑬（⑦は所在事実のみを記載）の写本で構成されており、いわゆる岩付太田氏関係文書の伝来由緒書となつていて。但し、原本が今回確認されなかつた天正一四年

（一五八六）のものと推定される太田美濃守（三楽斎）宛の上杉景勝書状写（表⑯～8）が他に一点含まれている（次項参照）。本文書は、桐箱内に他の文書と一緒に納められていた「明治十一年（一八七八）二月奈良博覧会出品」目録には、所載されていることから、この時には現存していたことが窺える。なお、奈良博覧会は、明治八年の第一次から明治一〇年を除く同二三年の第一五次まで行われ、明治一一年は、その第三次で三月一〇日から五月一三日まで開催されている。

また、No.⑯「御書并御奉書之写」も、No.⑮とほぼ同じ伝来由緒書が状末部分にあるが、六郎以降の「親類之覚」以降が後欠となつていて。（この部分はNo.⑯の「淨貞」以下の僧侶部分に当たるか。）なお、No.⑯との違いは、写本がいすれも、【表】に見るよう、養竹院文書（【表】⑯～1～3）や太田文書（【表】⑯～4～5）といった原本や写本が現在は他に存在している文書の写し五点が収録されている点である。

このほか、専宗寺には、岩付太田氏と関係があると思われる次のような遺品も伝存している。

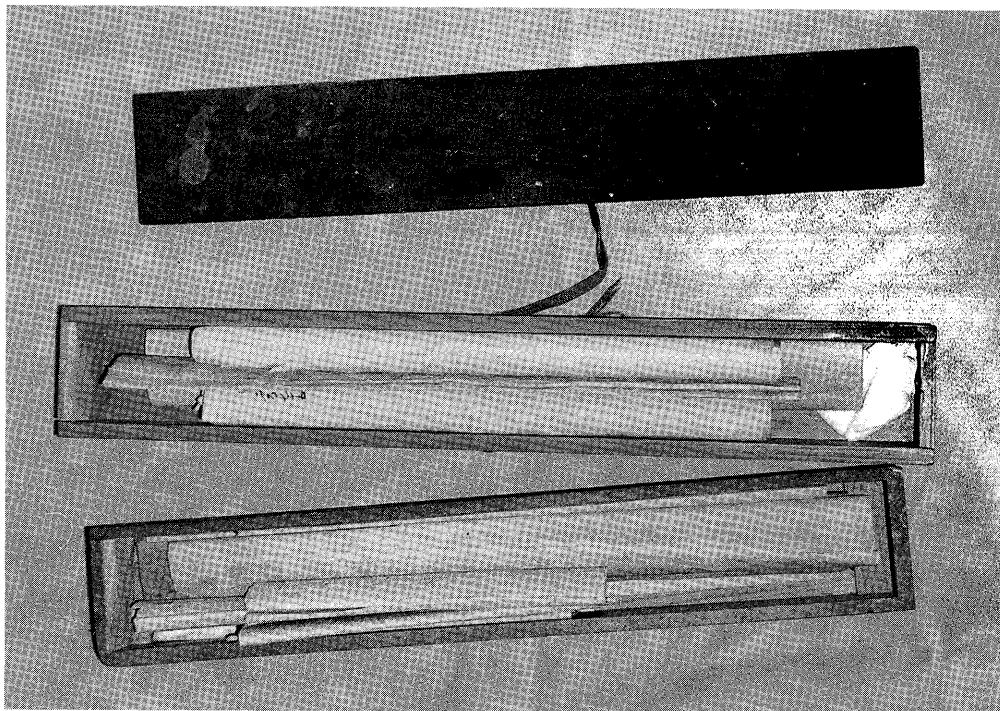
I　日の丸に鏑矢紋絹地簾印

II　金梨子地硯箱及び硯（外箱に「淀君大阪城内御所用」貼紙）

III　黒塗塗桐葵紋飯杓及び金梨子地杓子（同右）

IV　螺鈿柄長鑓

Iについて、「太田家譜」⁽³⁾にこの簾印と同図が掲載されているほか、II・IIIについては先述した太田左兵衛伊資の父で、太田資正の三男太田資武が結城秀康の家臣として大阪の陣に参戦しており、その関係資料とも思われるが詳細は不詳である。なお、これらの資料についても、美術工芸品といふこともあり、今回は調査を省略している。



【表】専宗寺所蔵岩付太田氏関係文書一覧

No	年月日	文書名	宛 所	⑯No.	備 考
①	(永禄12年)3月15日	上杉輝虎朱印状	→梶原源太	⑯- 4	⑯では信玄朱印とする
②	(永禄12年)3月27日	某(上杉憲政か)朱印状	→太田資正・梶原源太	⑯- 3	
③	(永禄12年)6月12日	武田信玄書状	→梶原源太	⑯- 6	
④	(永禄12年6月)	武田信玄書状	→(梶原政景)	⑯- 5	
⑤	(永禄12年)7月7日	上杉輝虎条書	→(太田資正・梶原政景)	⑯- 7	
⑥	(永禄12年)10月20日	山吉豊守条書	→梶原源太	⑯- 10	
⑦	(元亀元年)4月24日	山吉豊守書状	→三戸駿河室としよう		
⑧	(天正10年)4月7日	太田道誉(資正)書状	→梶原源太	⑯- 12	
⑨	(天正11年)7月29日	前田玄以書状	→三楽斎(太田資正)	⑯- 9	
⑩	(天正14年)5月13日	豊臣秀吉朱印状写	→三楽斎(太田資正)	⑯- 2	
⑪	(天正17年)11月28日	豊臣秀吉朱印状	→梶原源太	⑯- 1	
⑫	(年未詳)正月8日	太田道誉(資正)条書	→管雲斎(小貫頼安)	⑯- 11	同文三楽斎宛て太田文書に写あり(県史No.1480)
⑬	(年未詳)5月17日	太田源五郎書状	→横倉金右衛門	⑯- 13	
⑭	(年月日未詳)	(先祖覚書)			
⑮	(年月日未詳)	御書[]写			
-8	(天正14年)7月10日	上杉景勝書状写	→太田美濃守(太田資正)	⑯- 8	
⑯	(年月日未詳)	御書并御奉書之写			
-1	(天正10年)10月27日	徳川家康書状写	→梶原源太		原本は養竹院文書(県史No.1174)
-2	(天正11年)正月5日	酒井忠次書状写	→梶原源太		原本は養竹院文書(県史No.1198)
-3	(天正7年)11月20日	大久保忠泰書状写	→梶原源太		原本は養竹院文書(県史No.1198)
-4	(天正10年)4月8日	織田信長朱印状写	→三楽斎・梶原源太		太田文書に写本あり(県史No.1119)
-5	(天正11年)7月29日	豊臣秀吉朱印状写	→三楽斎		太田文書に写本あり(県史No.1230)

*No.⑯の枝番については、文書の収録順を示した。また、No.⑯の枝番も同じく文書の収録順となっている。

(2) 岩付太田氏関係の中世文書

本項では、前項で紹介した①～⑬までの中世文書を順次紹介していくこととする。なお、No.⑭以降の近世文書及び写本は紙幅の関係で一部以外は省略した。



① (永禄一二年) 三月一五日 上杉輝虎朱印状

覚

一 関左条書之趣、聞届簡要之事、口上
一 其方進退之儀、是も聞届候事、
一 付父子進退之事、口上

此調議之事、
佐・会之事、

甲・駿之事、付倉賀野并信州之地利共之事、口上
一 沼田之事、付棚下并網代之事、口上

留守中備之事、口上

所々計策之事、口上

向後使者脚力、可差越相図之事

以上

三月十五日 (輝虎印・梅鼎印判)

梶原源太殿

【寸法】 縦一六・八cm×横二五・五cm (朱印) 縦四・二cm×横三・六cm

【備考】 切紙、楮紙、印影移り有り。

【解説】 本文書は、越相一和にあたり、上杉輝虎が梶原政景に対し、今後の取り決めについて示唆した条書である。なお、使用されている朱印は、永禄九年(一五六六)二月廿一日に出された輝虎の印判と判形に関する「挺書」により決めて示唆した条書である。なお、使用されている印である。これまで永禄一〇年(一五六七)三月七日付けの「上杉輝虎書状」一点しか確認されていないものとされており、本文書がその二番目の使用例となることから、極めて貴重な文書である。

条文中の倉賀野は、当時、武田氏在番衆の置かれていた倉賀野城(群馬県高崎市倉賀野)、沼田は当時上杉方の北関東における重要拠点であった沼田城(群馬県沼田市)であり、「越相一和」の際には、沼田の番手衆が北条方との交渉窓口としてあたっている。棚下は、群馬県勢多郡赤城村棚下にあつた沼田城と既橋城(群馬県前橋市)の繋ぎの砦として輝虎が築いたとされる「棚下之寄居」(年未詳三月二六日付上杉輝虎書状「奈良原文書」)に比定される。なお、網代については不詳。

②（永禄二年）三月二十七日 某（上杉憲政力）朱印状

覺

一 武田信玄・氏政对陣因茲、輝虎

一 和之儀、不打置被申事、

一 例式者定而可為表裏候、輝虎も
令得其覺悟取曖德出歎之事、

一 北条氏政父子至于滅亡者、輝虎
儀も滅亡、移時日間敷事、

一 佐江分別之上意見之事、

一 信玄不知親子隣州共望、無其
隱候條、彼前之無事存切候事、

一 関東之諸士在所ニ其儘有之者八
南越無事喜聞敷之事

付義重江も及条書候、可然様ニ取成

一 輿入候事、

一 輝虎陣明候間、越山之支宅可申

付候条、可心安事、

以上

三月廿七日

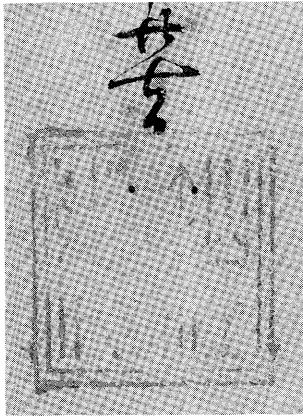


（印文「地帝妙」）

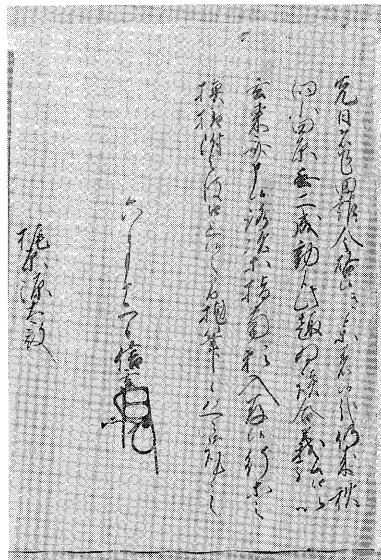
太田美濃守殿

梶原源太殿

【寸法】縦二六・五cm×横四四・一cm（朱印）縦四・三cm×横四・〇cm



③（永禄一二年）六月一二日 武田信玄書状



【解説】本文書は差し出しが不明であるが、捺印されている朱印は、上杉輝虎が永禄四年（一五六二）春頃に使用していたとされる印文「地帝妙」の朱印である。しかし、上部にあるはずの獅子像が欠落している。同印は、永禄九年（一五六六）に出された輝虎の印判と判形に関する「捷書」（前述）にみえないことから、極めて短期間に用いられたものとされている。⁽³⁾また、全体的な内容は明らかに越相一和に関するもので、輝虎から発給されたものともされるが、「輝虎陣、明候間、越山之支宅可申付候条、可心安事」といった文言から、発給者は上杉輝虎より上位者であると推定される。よつて、その使用者を前関東管領で、当時春日山城に居住していた上杉憲政とする可能性も否定できない。そう仮定すると、本朱印は関東管領職が使用した印とも考えられ、先述したように、輝虎が憲政より、関東管領職を正式に委譲された直後の永禄四年頃に限定して使用されていた点も理解できよう。なお、この時期既に越山要請に応じず、一方的に越相一和を押し進めようとする輝虎と関東諸将の窓口である太田父子との間は亀裂が生じており、前管領の憲政を動員してまでも、太田父子を説得し、越相一和締結に尽力した輝虎方の意図が読みとれる。

先日者乍回報令啓候ぎ、參着候哉、^(甲寅)仍來秋向小田原無二成動候、此趣為談合義弘江以玄東齋申候、路次等指南頼入存候、行等之模様附者、彼口上候之間拋筆候、恐々謹言、

六月十二日 信玄（花押）

梶原源太殿

【寸法】縦三四・七cm×横二六・〇cm（花押）縦五・八cm×横三・八cm

【備考】切紙、鳥の子紙、裏打ち有り。横内折り。花押の移墨有り。本紙裏に「甲 二大 五小 二百七十」と書かれた付箋貼付。明治一一年に開催された「奈良博覽會展覽会」出品時のものか。（前項参照）

【解説】本文書は年未詳だが、この年の九月（一〇月）にかけて信玄は、滝山城や小田原城を攻めていることから、永禄一二年に比定した。おそらく、内容から年月日未詳のNo.⑥文書は本文書の関連文書であろう。⁽¹⁰⁾

④（永禄二年六月）武田信玄書状

今度行之様子、并来調儀等為談合

遣高尾候、同義重へも以条目申候、悉
皆可在彼口上候之条、略紙面候、恐々

謹言、

【寸法】縦三三一・六mm×横一四・〇cm

【備考】切紙、鳥の子紙

【解説】本文書は宛先を欠くが、梶原政景宛てであろう。談合の為の使者として遣わされた高尾某は、永禄二年と推定される六月二七日付の梶原政景宛て武田信玄書状⁽¹⁾に、「去此、高尾伊賀守太田江差越候之砌」と見える義重のもとに派遣された高尾伊賀守と同一人物と思われることから、本文書もその頃に出されたものと推定される。なお、同文書の中で信玄は古河公方足利義氏を鎌倉へ返還すべく画策しており、梶原政景の走廻を要請している。⁽²⁾

⑤（永禄二年）七月七日 上杉輝虎条書

覚

当秋行仕置之事、付口上

佐・佐竹家親宮之事、付口上

父子進退之事、付条々口上
（多賀谷政経）

多修存分之事、付口上
（成田恩）

成左可有計策候之事、
関東無一相携間敷事、

駿州深引移之事、

以上

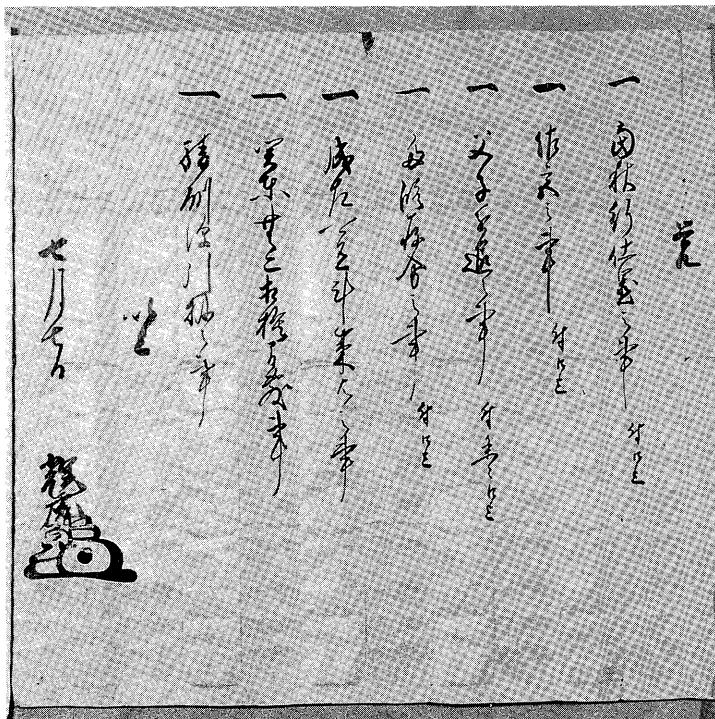
七月七日 輝虎（花押）

【寸法】縦三六・三cm×横三一・五cm（花押） 縦三・七cm×横五・七cm

【備考】 竪紙、鳥の子紙

【解説】 宛所を欠くが、太田父子宛と思われる。本文書も越相一和に際して、佐竹・宇都宮氏の動向や多賀谷氏・成田氏といった関東の諸将の動きについて、上杉輝虎が太田父子に意見を求めた条書。条文中の多賀谷修理亮は、常陸下妻城主多賀谷政経。⁽¹³⁾ 多賀谷氏は政経が、永禄一二年のものと推定される

二月五日付の河田長親宛て文書の中で既に上杉輝虎に対して、越相一和の不利を説き、関東への出兵を要請しているほか、同年三月七日付の上杉輝虎宛て上野白井城主長尾憲景書状写の中でも「多賀谷修理亮如意見之」と見える⁽¹⁴⁾ ように、越相一和に反対する意見を具申していた。また、「太田潮田系図」によれば、太田資正の二女が「多賀谷修理大夫嫁」として見えるので、こうした関係も本文書が出された背景にあるう。



⑥（永禄二年）一〇月一〇日 山吉豊守条書

覚

一 御越山御支宅候處、横合就之被出御馬
定而可為落居候、至爾其儀者其口御出馬
遙々有間敷事、

一 其口御父子御稼故、何も被引付候儀、雖不
初儀候、無比類奇特之事、

一 御進退之儀条々承候、且無御余儀、且
筋目御頬敷候、其趣能々遂披露候處、

如何ニも被聞召届候、可御心安候、何様御越
山関東於御一変者、令談合涯分

馳走可申候、付誓約勿論之事、

以上

山孫

十月廿日

豊守（花押）

棍原殿

参

【寸法】縦一七・六cm×横三三・三cm （花押） 縦二・〇cm×横五・〇cm

【備考】切紙、楮紙、裏打ち有り。料紙の上端・下端部に糊継ぎ跡あり。

【解説】本文書は、越中に出陣中の上杉輝虎に代わって、山吉豊守が棍原政景に謙信の越山が間近であることを告げた内容の文書である。輝虎は、この八日後の文書で政景に、三〇日には春日山城を出て、一一月一〇日までには沼田に到着する旨を伝えている。⁽¹⁶⁾

元龜元年(1570)四月二十四日
山吉豊守書状

なを(括弧内)申候、さる
とてハこのぶん(分)にて、さしすてら
れへき事、くち
おしく候、(太田資生)
いかんとも三らくへ
御いけんそもそも御
まかせ候よし
御ない(内々)ニ候、(梶原源太)
そと申候、これハわかく
しりよあるべく候
て入候あいだ、(意見)か
まゝ、ひつきやう、
そもそも御まる(思召)
候ハんよし、おほし
めし候、これに
ついて一かきを
もつて申しまいらせ候、
けん太殿ない(談合)
御だんかうにて三らくへ
見せ御申、くわしく
返事まち

めてたく吉事

とも、かさね

申へく候、以上、

かやうの御なひ(内々)（只今）

かやうの御なひ(世間)（如何）

御せけんにて、いかんのよし

おほしめし候へ共、よかた二も

これなく候(思召)三らく御ふしの

事ハちよにハあいかわる

へく候まゝ、かくのことく

御ないをもつて、申まいらせ候、

さの御(佐野)陣にて、すこし

のぎ(儀)をもつて、(南)關字(無事)

のぎ(不興)物遠(上杉輝虎)

も御ふきう候て、御ものど

をにまかりなり候、ひつ

きやう、なんばう御ぶじ

ゆへにて、くちおしく候、

さりながら、たゞいまゝでも

三らくちうしんこの

まゝさしすてられべき事、

なげいてもあまりある

事ニ候、ねがわくハそもし

御かせぎをもつて三らく

せんちう二ふくし、その

くちのかせぎ候やうにそもし

御たのミ候よし、おぼし

めし候、御じきニおぼせ

いだし候ハんずれとも、御ちう

ぜつにて、（只今）（如何）
（山吉豊守）

よし、おぼしめし

まづ身のかたより申べき

よしおぼせいだし候、

この返事ニよつて

御じきニかさねて御つかい

あるべきよし候、

四月廿四日
（山吉）
かしく
とよ守（花押）

（ウハ書）

（切封墨引）

（三戸駿河）
三とするか

御（うち）かたへ

山よし孫二郎

より

まいらせ候かしく

所

【寸法】縦三三・一cm×横四六・四cm（花押）縦二・三cm×横六・二cm

【備考】折紙、裏打ち有り。真横で切断のうえ、上下逆に張り合わせる。楮紙。

切封墨引有り。

【解説】本文書は、太田文書・三戸文書の双方に写しが存在する。内容は、越相一和が締結される永禄一三年（元亜元年）（一五七〇）四月二五日の前日に、上杉輝虎家臣山吉豊守が、輝虎の意中を太田資正の妹である三戸駿河室としやうに伝えて、輝虎と資正の不和解消のために、としやうに調停を依頼したものである。なお、本文書は【表】に見えるように、No.16文書には、文書が所在する旨の注記だけが見られ、写しは載せられていない。

⑧（天正一〇年）四月七日 太田道誓書状

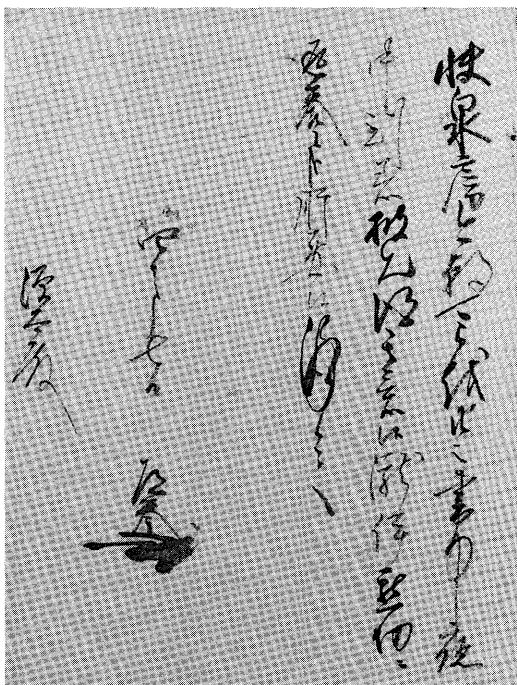
快泉房今朝可被越由之書中夜

中到着、披見得其意候、（瀧川一益）瀧伊懇切ニ

返答候哉、肝要候、謹言、

四月七日 道誓（花押）

（梶原）
源太殿



【寸法】縦二七・六cm×横二一・五cm（花押） 縦二一・二cm×横五・〇cm

【備考】堅切紙、楮紙、前号文書に貼り継ぎ。花押移墨有り。横内折り。

【解説】瀧川伊予守＝瀧川一益については、天正三年（一五七五）の信長家臣（18）叙目に際して任官し、以降、左近將監と兼官の形をとったともいわれている。

本稿でもこれに従い、一益に比定した。よって、天正一〇年（一五八二）四月四日、宇都宮国綱（19）に対し、瀧川一益が出陣を要請した文書があり、また、表No.16—4 同年四月八日に信長より太田父子宛てに出された印判状の中で関東の目付である瀧川左近（一益）に従うべき旨が命じられていることから、本書もその前後のものと推定した。快泉房については不詳である。ところで、快泉＝甲斐恵林寺の快川紹喜とみる向きもあるが、本書状の四日前の四月三日に既に恵林寺は織田信忠の手によって焼き討ちされており、その際に著名な辞世詩を詠んだ快川も焼死していることから、別人とも考えられ、なお検討を要する。なお、「佐竹家譜」には「佐竹常州ノ諸将ト瀧川氏ニ厩橋二期ス」とある。

⑨（天正二年）七月廿九日

前田玄以書状

「切封墨引」

雖未申通候、以事次

令啓達候、秀吉へ

御札相達、則御返

事進入候、遠路

被寄思召、御音問祝

着被申候、自然於私

御用之儀蒙候、不可

取疎意候、猶御使僧へ

申渡候、恐惶謹言、

七月廿九日 玄以（花押）

三樂斎まいる
人々御中

【寸法】縦一四・六cm×横四二・〇cm（花押） 縦一・七cm×横四・〇cm

【備考】切紙、鳥の子紙、切封墨引有

【解説】本文書は、その日付と内容から表I No.⑯-5の秀吉朱印状写の副状として、前田玄以より、太田資正宛て行わるものと思われる。内容から玄以が、資正と秀吉の書状取次役を果たしていたことが窺える。秀吉は、天正二一年（一五八三）七月二〇日に、大阪より入京しており、表I No.⑯-5文書は、同日付けで太田資正が、結城晴朝・多賀谷政経らとともに、秀吉への宛てた戦勝祝詞に対する返書となっている。^{〔2〕}かかる祝詞は、当時京都奉行であった玄以を通じて秀吉のもとに届けられたのである。なお、玄以の花押は管見の限り從来の型と異なる。

⑩ (天正一四年) 五月一三日 豊臣秀吉朱印状写

豊臣秀吉朱印状写

三月十四日書状加披見候、

家康事、種々懇望

誓紙人質等、堅相下

令赦免候、然者東国儀

近日差遣使者、境目

滞族有之者、急度

等之儀、可相立候、若相

可申付候之間、可彼得其

意候、何茂不國為富

士一見、可相越候之条

猶其刻可申候也、

五月十三日 (秀吉系印影)

三樂齋

【寸法】 縦一七、〇cm × 横四三、五cm (朱印) 縦三、七cm × 横三、六cm

【備考】 切紙、雁皮紙

【解説】 本文書は内容から、天正一四年(一五八六)五月に豊臣秀吉と徳川家康の間で行われた和議提携に関する三樂齋(太田資正)宛の秀吉からの報告である。料紙等から判断して、写本と考えられる。なお、関連する太田・潮田文書にも原本や写本は確認されていない。秀吉は、この前年の天正一三年頃より東国出馬を意識した「何茂不國為富士一見、可相越候之条」の文書を使用した書状を発しており、本書もその関連文書に位置付けられよう。

⑪ (天正一七年) 一一月二八日 豊臣秀吉朱印状

豊臣秀吉朱印状

今度北條事、致表裏

不恐天命、不顧恥辱

無道之仕立、無是非題

目候、然者来春早々被出

御馬、可被加御誅伐之条

可成其意候、氏直不届

次第被書顕對北條

被成御朱印候、其写為

覺悟被遣之候、於後面

諸事可被仰付候、猶

天徳寺・石田治部少輔(宗近)可申候也、

十一月廿八日

(秀吉糸印)

梶原源太とのへ

【寸法】縦二六・五cm×横六三・五cm (花押) 縦三・七cm×横三・六cm

【備考】折紙 大高檀紙、下半分三分の二切断、裏打有り。

【解説】本文書と同文の三楽斎宛文書写が【表】に見られるように、太田文書に存在する。内容は、北条氏邦家臣猪俣邦憲による真田領の名胡桃城奪取事件に端を発した、惣無事令違反による小田原北条征伐の準備を秀吉が梶原政景に命じた文書である。²²⁾

なお、本紙裏に「甲 二天五小 二百七十五 秀吉公」と書かれた付箋が貼付されている。前述した明治二一年三月に開催された「奈良博覧会展覽会」出品時のものと思われる。

⑫（年未詳）正月八日 太田道譽条書

覚

一大酒しかるべからざる事、
一夜中陣札しかるべからざること、
一風呂節之口惜事、
一鷹野不可然事、
一召仕下々之者、法度之事、

以上

正月八日 道譽（花押）

（小貫頼安）
管雲齋 進

【寸法】縦二六・一cm×横四一・〇cm（花押） 縦二・二cm×横五・七cm

【備考】堅紙、楮紙、次号文書に貼り継ぎ。花押の移墨有り。

【解説】管雲齋は、梶原政景の使者としても見えるが、佐竹義重の家臣で上杉輝虎をはじめとする諸将との外交を担当した小貫頼安（後の頼久）。内容は、家訓的なもので家中における戒めに関するものであり、親書に属するものであろう。なお、道譽（太田資正）の花押は、永禄七年以降に使用された花押であるが、その花押型から永禄一二年頃のものに類似している。



(⑬) (年未詳) 五月一七日 太田源五郎書状

東大阪市専宗寺所蔵 「岩付太田氏関係文書」について

来ル十九日之朝

可被召寄之旨、忝

令存候、尤以參上

可得御意候得共、難

去隙入御座候間、御

免被成可被下候、何も

懸御目御札可申述候、

恐惶謹言

五月十七日

猶々隙入御座候処、不致伺公、近此

御残多存可申候、以上

太田源五郎

横倉金右衛門様

参考報

【寸法】縦三四・五cm×横四七・二cm

【備考】堅紙、鳥の子紙

【解説】太田源五郎については、岩付太田氏系が越前移住後も代々幼名に源五郎を名乗っている（次章【系図】参照）ことから、近世以降とも考えられる。なお、横倉氏については、越前時代の太田源五郎の家臣として「横倉弥左衛門」⁽²⁸⁾が見える。

(5)-8 「御書〔 〕写」所收

(天正一四年) 七月一〇日

上杉景勝書状写

先達如触札近年上方無上

仁入魂、首尾五月廿日不計令上

洛者、六日帰城不仕合と任取分候、

然者、家康無事相調付而南方之儀

可為同意候由相届候、若本意儀二可

被付果之評談一路、依之、景勝

事勿論遂越山、各申合凶徒可

致對治之旨申上候條、始佐竹各

其方別而諷陣一統之回章願入候、

謹言、

七月十日 景勝判

太田美濃守殿

芝生をも絶れと年をもと
火入城をも色立月をも年をもと
於て今より内城を仕合と任取付ひ
多々家康をもさうか御見の南吉原
て向國をもさうか御見の南吉原
と付累く洋様一所後へ馬鹿
少ぬ仰毛毛の事す合はば
段時後へ馬よと乗馬移升者
すまづ御見一統を四事も絶て
ゆ

七月十日 景勝判

太田美濃守

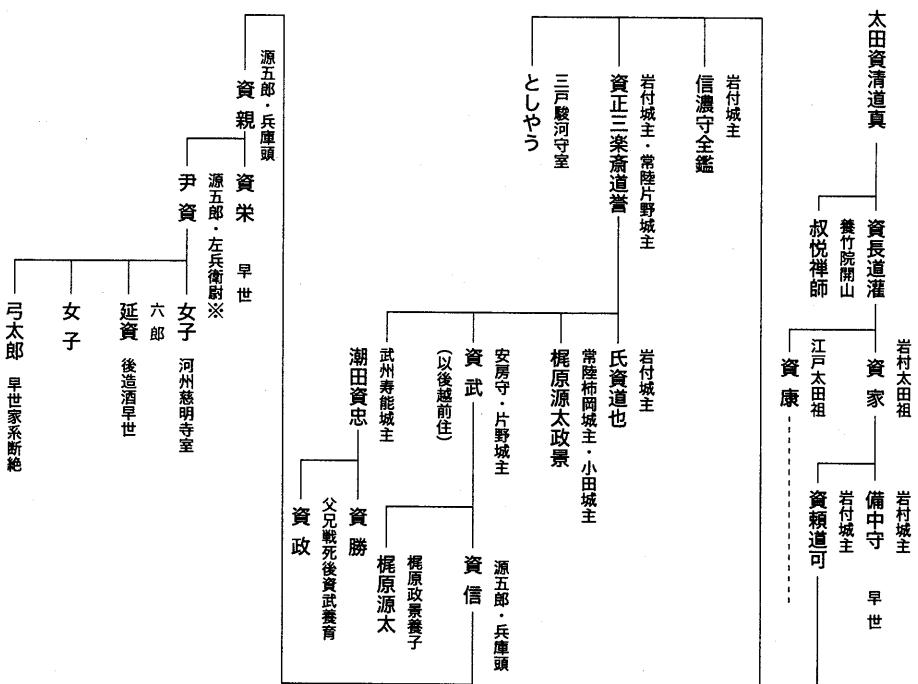
解説 原本所在不明。『御書〔 〕写』に所収されている文書であり、先述したように、明治一一年の奈良博覽会出陳目録には掲載されている文書である。内容は、天正一四年六月七日に入京し、秀吉より官位を叙された後、同月二十四日越後に帰国した上杉景勝より、太田美濃守(三樂斎)に対して、秀吉と家康の和議について南方(北条氏直)も同意したが、何かあつた場合には景勝が越山する旨を佐竹をはじめとする関東の諸将に伝えるよう依頼したものである。

三 岩付太田氏と専宗寺

次に、岩付太田氏の関係文書がなぜ、関東から離れた河内の真宗寺院専宗寺に残されてきたかを系図等の史料から簡単に紹介しておきたい。

【系図】は、「太田潮田系図」から作成した岩付太田氏の略系図である。岩付太田氏は、永禄七年に氏資が太田資正と梶原政景を岩付城から追放した後、永禄一〇年（一五六七）に氏資が三船台合戦で戦死した後、事実上岩付城主としての家系は断絶する。この家系を繼いだのは、梶原姓の兄梶原政景ではなく、父・兄とともに常陸に移った三男資武であった。資武は、また岩付太田氏の事績を記した「太田資武状」を書き記した人物としても知られている。資武は、「太田家譜」⁽²⁹⁾によれば、父資正から家督を譲られ片野城主となつたが、後に佐竹義重と不和となり、結城秀康に請われて越前福井に移つた。以後、子孫は越前太田氏として、福井藩家臣に代々出仕することになるが、【系図】にみるように、資武の三代後の尹資の代に、子孫が絶え、断絶している。尹資は、「太田家譜」によれば、故あって福井藩士を辞し、河州交野郡村野（現大阪府枚方市村野）に蟄居する。その後、何度か長男で六郎延資を将軍綱吉へ出仕させようと試みるが叶わず、やがて延資は早世してしまう。その後、一時、岩付太田氏の菩提寺である養竹院に居住し、逆修墓も建てている。⁽²⁹⁾この間に誕生した弓太郎を再び将軍吉宗に出仕させようとするも、また早世したため岩付太田氏の嫡流はここで断家した。

【系図】 岩付太田氏略系図 「太田潮田系図」より作成



その後、尹資は【系図】※の女子（「太田家譜」では尹資の養女ヒロ＝資武の娘）を河内の慈明寺へ嫁がせたとある。この関係から、享保一六年（一七三一）四月一六日に死去した尹資の墓も同寺にある。慈明寺は、現在の大坂府茨木市下穂積にある浄土真宗本願寺派の寺院で、山号を七仏山と号する。寺伝によれば、嘉暦二年（一三三七）、専宗寺と関係の深い了願が開基といい、いわば、専宗寺とは兄弟寺の関係にあたる寺院である。⁽³⁰⁾ この流れからすると一連の太田氏関係文書は、尹資から養女ヒロに託され、その後の両寺間の関係から専宗寺に移つたものと考えるのが自然である。

なお、前述したようにNo.15の巻末由緒書には太田道灌以下、尹資までの官途名と、段を違えて尹資の子六郎（延資）の俸として淨貞、以下は淨習—淨超—淨空—淨曉—淨珠—淨証—淨鏡と僧侶名が続いて記されている。【系図】では、弓太郎にて断絶となつてゐるが、實際は六郎延資には、系図には表れない出家僧があり、その後も系譜が続いていたことを思わせる。いずれにせよ、専宗寺の「岩付太田氏関係文書」は、こうした系譜に登場しない人々によつて現代に伝えられてきたことは想像に難しくない。

むすびにかえて

以上、専宗寺に所在する「岩付太田氏関係文書」の紹介を行つた。いざれの文書も、これまで確認されてこなかつた内容を含むもので、特に「越相一和」からその後の統一政権との関係を含む史料が多数含

まれている点は、今後東国史研究にとっては極めて貴重な史料となるといえるだろう。太田資正・梶原政景父子の政治的位置付けを再考するに値する文書群といつても過言ではない。十分な解釈に至らなかつた点は、筆者の力不足であり、ご寛恕頂きたい。大方の御教示に期するものである。

最後に、「専宗寺文書」以外の岩付太田氏関係文書について若干触れておきたい。岩付太田氏関係文書としては、【表】にも示したようく「太田文書」・「潮田文書」・「三戸文書」が知られている。その関係は【系図】から「潮田文書」＝潮田氏、「三戸文書」＝三戸氏については由来が明白であり、特に「潮田文書」は、【系図】にみえる潮田資政の曾孫にあたる資方の代に、岩付太田氏の正統である尹資の子孫が断絶したため、系図や文書を含む遺品類を引き継いだとされ、内容からも、この文書群が該当しよう。⁽³¹⁾ しかし、今回、「専宗寺文書」に二点の原本が確認された「太田文書」については、その出自が明らかでなく、現在も写本のみが伝えられているだけである。今後は、全体像を捉える意味でも、「太田文書」の再検討を課題としておきたい。

なお、本文書群は『東大阪市専宗寺文書』（請求番号C19749）として、当館にて写真版による閲覧公開を行つてゐるので、利用されたい。また、本文書群に關しては、大阪城天守閣主任学芸員の北川央氏より、種々御教示をいただいたことを付記しておく。末筆ながら氏に感謝の意を表したい。

註

- (1) 『大阪府の地名II』(平凡社、一九八六年)。
- (2) この点については、不十分ながら拙稿「永禄十二年の越相一和に関する考察—太田資正(三楽齋道誉)の動向を中心として」(『駒沢史学』三九・四〇号、一九八八年)で検討したことがある。なお、越相一和における交渉過程は、岩沢愿彦氏「越相一和について—『手筋』の意義をめぐって」(『郷土神奈川』第一四号、一九八四年)参照。
- (3) 『岩槻市史 古代・中世史料編II岩付太田氏関係史料』(岩槻市、一九八三年)所収。
- (4) 「吉江文書」(『越佐史料卷四』名著出版、一九七一年、五五六頁)。
- (5) 「吉川文書」(『新潟県史 資料編5中世III』新潟県、一九八四年、三七〇五号文書)。
- (6) 相田二郎氏「戦国大名の印章—印判状の研究—」(名著出版、一九七年)所収「長尾上杉氏の印判并印判状に関する研究」。
- (7) 前掲註(2)岩沢論文参照。
- (8) 『群馬県史 資料編7中世3』(群馬県、一九八六年、五四九号文書)。なお、『群馬県史』では同文書を永禄一〇年に比定している。
- (9) 前掲註(6)に同じ。
- (10) 『新編埼玉県史 資料編6』(埼玉県、一九八〇年)五九六号・六〇一号文書。なお、本稿における同書からの出典は『県史』と略す。
- (11) 『県史』五七五号文書。
- (12) なお、足利義氏と梶原政景との関係については、拙稿「梶原政景の政治的位置—足利義氏との関係を中心に—」(『駒沢史学』五五号、二〇〇〇年)を参照されたい。
- (13) 『県史』五一四号文書。なお、多賀谷政経は天正四年没。
- (14) 『県史』五四一号文書。
- (15) 前掲註(3)所収「太田潮田系図」。
- (16) 『県史』六〇二号文書。
- (17) なお、三戸文書については、杉山博氏「上杉輝虎(謙信)と太田資正(道誉)」—三戸文書の再検討—(『埼玉県史研究』二号、一九七八年)参照。
- (18) 高木昭作氏監修・谷口克広氏著『織田信長家臣人名辞典』(吉川弘文館、一九九五年)。
- (19) 『栃木県史 資料編中世II』(栃木県、一九七五年)八七号文書。
- (20) 『佐竹家譜』(東洋書院、一九八九年)。
- (21) 『史料綜覽 卷一一』(東大出版会、一九七七年)四二七頁。
- (22) 総無事令の過程については、藤木久志氏『豊臣平和令と戦国社会』(東大出版会、一九八五年)参照。
- (23) 『県史』五五〇号文書。
- (24) 『岩付城主太田氏文書展』図録(埼玉県立文書館、一九八七年)。
- (25) 『岩槻市史 通史編』(岩槻市、一九八五年)。
- (26) 『史料綜覽 卷一二』(東大出版会、一九七七年)一三〇頁。
- (27) 前掲註(15)に同じ。
- (28) 前掲註(15)に同じ。
- (29) 養竹院文書として(表)⑯—1~3に見える文書は、この関係から養竹院に移った文書と思われる。
- (30) 『大阪府の地名I』(平凡社、一九八六年)。
- (31) 前掲註(15)に同じ。